

高知工業高等専門学校環境マネジメントシステム運用規則

制 定 平成18年 4月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校環境マネジメント室規則第5条の規定に基づき、高知工業高等専門学校環境マネジメントシステムの運用について、必要な事項を定めるものとする。

(環境マネジメントシステム運用体制及び役割と責任)

第2条 環境マネジメントシステム運用体制及び役割と責任は、別表第1及び別表第2の定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

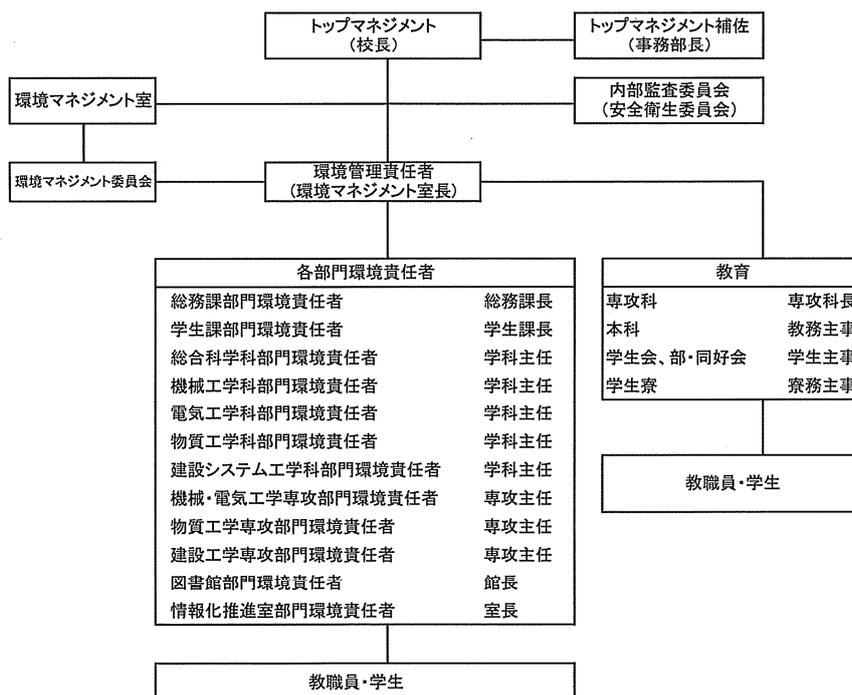
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

高知工業高等専門学校環境マネジメントシステム運用規則

別表第1

高知工業高等専門学校環境マネジメントシステム運用体制

本校の環境方針に基づく環境目的・目標を達成するための運用体制は次のとおりとする。
各担当部署は、役割及び責任を認識し、積極的に環境問題に取り組まなければならない。



別表第2

環境マネジメントシステムの役割と責任

校長

- ・校長は、環境に配慮した事業活動を推進するための環境マネジメントシステムを円滑に運用する責任と権限を有する。
- ・環境方針を定める。
- ・環境管理責任者を任命する。
- ・環境マネジメントシステムの実施に必要な資源(人、専門知識、技術、資金)を用意する。

事務部長

- ・事務部長は、環境マネジメントシステムを効率的に運用するために、校長を補佐する。

環境マネジメント室

- ・環境マネジメント室は、環境マネジメントシステムを効率的に運用するための統括を行う。

環境マネジメント委員会

構成

- ・環境マネジメント室長
- ・環境マネジメント副室長
- ・教務主事、学生主事及び寮務主事
- ・専攻科長
- ・各学科等主任
- ・図書館長
- ・情報化推進室長
- ・事務部長
- ・各課長

委員会の役割

- ・次の事項を審議する。
 - 環境方針に関すること
 - 環境目的・目標に関すること
 - 環境マネジメントシステム運用に関すること
 - 環境報告書に関すること
 - 環境保全に係る各調査に関すること
 - その他環境に関すること

環境管理責任者

- ・環境管理責任者は、環境目的・目標に基づく行動計画の策定及び実施の権限が付与される。
- ・環境管理責任者は、環境目的・目標の見直し及び改善のため、校長に行動計画の実施状況を報告する。

部門環境責任者

- ・部門環境責任者は、環境目的・目標に基づく部門内の行動内容について責任を有する。
- ・部門環境責任者は、環境目的・目標の見直し及び改善のため、環境管理責任者に行動内容を報告する。

教職員及び学生

- ・教職員及び学生は、環境目的・目標に基づく行動内容に協力しなければならない。
- ・教職員及び学生は、環境目的・目標の見直し及び改善のため、部門環境責任者に意見を述べ又は提案することができる。

内部監査委員会(安全衛生委員会)

- ・内部監査委員会は、環境目的・目標に基づく行動計画及び実施について定期的に監査する。
- ・内部監査委員会は、監査の結果を校長に報告し、又は改善勧告する。